

国保年金 だより

kokuho
nenkin
dayori

**保険料の納付は
口座振替がお得です**

国民年金保険料の口座振替を利用すると、納付の方法によって保険料が割引になります。

一度口座振替の申し込みをするとそのまま翌年度以降も継続されますが、途中で国民年金から抜けた場合は、再度申し込みが必要となります。

口座振替の方法

- ① 2年前納(※割引有り)
4月末に4月～翌々年3月を引き落とし
- ② 1年前納(割引有り)
毎年4月末に4月～翌年3月分を引き落とし
- ③ 6カ月前納(割引有り)
毎年4月末に4月～9月分、10月～翌年3月分を引き落とし
- ④ 当月末振替(割引有り)
毎月末に当月分を引き落とし
- ⑤ 翌月末振替(※割引無し)
毎月末に前月分を引き落とし

手続きに必要なもの

- ・ 国民年金保険料納付書または年金手帳
- ・ 預貯金通帳、金融機関届出印

手続きはお早めに

口座振替開始までは2カ月程度かかります。4月末からの振替(6カ月前納・1年前納・2年前納)を希望される場合、平成28年2月末日までにお申し込みください。申し込みが遅れると、前納扱いが出来なくなる場合があります。すでにご利用の方で、口座や振替方法を変更したい場合、再度お申し込みが必要です。また、クレジットカードでの納付も可能ですのでご希望の場合はお問い合わせください。※2年前納と翌月末振替は口座振替のみとなっていますので、クレジットカードでの納付の場合には選択できません。

手続方法など詳しくは左記までお問い合わせください。
◎ 問い合わせ先:

国保年金課 国保年金係

☎(55)5106

東北福島年金事務所

☎024(555)0141

二本松を元気に！ 市長の新野です。



最近の活動をお伝えします。



12月25日 若松復興副大臣来松
国の除染の進め方について、問題点と現状を説明し要望を行いました。☎



12月25日 県市長会市長会議
福島県知事と県内13市長との意見交換を行いました。知事へは人口減少対策の協力を求めました。☎



1月10日 平成28年成人式
二本松市民会館にて成人式が行われ、二本松・安達・岩代・東和地区の各地域の代表者へ成人証書と記念品を贈呈しました。明日の二本松市を築く原動力となることを心から期待しています。☎



1月19日 台湾インバウンド事業記者発表
外国人旅行者を誘致するインバウンド事業。今年を「インバウンド元年」とし、地方創生アドバイザーの安齋隆さん(セブン銀行会長)のご支援の下、県内の市町村と連携し台湾人観光客の誘客に取り組んでいきます。☎

マイナンバー

通知カード・個人番号カードは、転出・転入・転居などの手続きの際にも必要になります。大切に保管してください。

1

「通知カード」をお預かりしています

不在等で受け取れなかった方の「通知カード」をお預かりしています。受け取りについては、お早目に下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…
市民課市民記録係
☎(55)5104

2

個人番号カードの交付が始まりました

個人番号カードの交付を申請された方には、準備が整い次第「交付通知書」を送付しています。必要な書類をお持ちになり、**記載された場所にご本人がお越しください。**

必要書類

- ① 交付通知書(ハガキ)
- ② 通知カード
- ③ 本人確認書類(運転免許証など)
- ④ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※病気や身体の障がい等のやむを得ない理由で、本人が受け取ることができない場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。詳しくは市民課までお問い合わせください。

交付窓口で**暗証番号**を設定することで、個人番号カードが交付されます。暗証番号はその場で設定することになりますので、**あらかじめ決めてからお越しください。**

- ・利用者証明用電子証明書等の番号【数字4桁】
→マイナポータルログイン時などに使用する番号で、必ず設定が必要となります。
- ・署名用電子証明書の番号【英数字6～16文字】
→電子申請(e-Tax等)などを作成・送信する方は必要となります。

交付通知書に記載された場所で個人番号カードが受け取れます。

交付時間

平日：8：30～17：15
日曜日：8：30～12：00

※日曜日は本庁のみで第3日曜日を除く

※交付場所については、希望により変更できますので、市民課まで連絡してください。

3

マイナンバーの提供を求められる主なケース

社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や行政機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。**マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする詐欺にご注意ください。**



市役所の場合

- ・税の申告や減免申請の手続き
- ・生活保護法による保護申請の手続き
- ・国民健康保険の各種手続き
- ・児童手当の手続き
- ・後期高齢者医療制度の各種手続き
- ・保育所幼稚園等の入所手続き
- ・障がい者福祉サービス等の手続き
- ・要介護認定申請等の手続き
- ・障がい者手帳の手続き
- ・市営住宅入居の手続き など

勤務先の場合

- ・給与や退職金などを受け取る方
- ・厚生年金、健康保険および雇用保険の資格を取得された方
- ・国民年金の第3号被保険者(従業員の配偶者) など

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社 **丸又葬儀社**

本店 / 〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場 / 〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5



0120-03-5598

福祉の窓

要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障がい者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定を申請中の方も申請できます。)

申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳1級および2級の方、療育手帳Aを所持する方
- ・本人および被扶養者が非課税の方等で、確定申告等をする必要がない方
- ・既に認定書をお持ちの方で、認定区分等に変更がない方

申請の方法

申請は随時受け付けます。高齢福祉課または各支所地域振興課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入の上、提出(郵送可)してください。調査し認定書を交付します。

その他 平成27年の申告にお

使いになる場合は、お早めに認定申請を済ませてください。過年度分については左記までお問い合わせください。

※既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障害が軽減された方は、内容を審査し認定書を返還していただくこともあります。

問い合わせ

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

肢体不自由者来所相談会

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が開催されます。

開催日	2/12 (金)	3/4 (金)
申込期限	2/5 (金)	2/26 (金)
受付時間	13:00~15:00	
相談料	無料	
申込方法	事前に電話にて	

会場

福島市身体障がい者福祉センター腰の浜会館
(福島市腰浜町32-1)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

問い合わせ

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
または各支所地域振興課

東日本大震災による被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間延長

東日本大震災により居住していた家屋が損壊した場合、住宅の被害程度および再建方法により、基礎支援金と加算支援金を支給していますが、解体着工に日時を要し、申請期間内に解体完了することが困難な世帯があるため、申請期間が次のとおり延長されました。

申請期限

- ・基礎支援金 平成29年4月10日
 - ・加算支援金 平成30年4月10日
- ◎問い合わせ：
福祉課社会福祉係
電話(55)5111



福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金について

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等へ移転した場合に要した費用について、左表のとおり補助金を交付します。

〈用語解説〉

応急仮設住宅等

建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供されている住宅

自宅等

避難前住居、新たに建設・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅(地震・津波被災者向け)、その他公営住宅等

避難元市町村

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故以前に住んでいた市町村

対象世帯	県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転した(する)世帯		
	平成27年12月6日までに移転が完了した世帯 ※応急仮設住宅等に2年を超えて居住した世帯のみ対象	平成27年12月7日~平成29年3月31日までに移転が完了した、または完了する世帯	
補助額	県外からの移転の場合は10万円(単身世帯は5万円)		
	県内からの移転の場合は5万円(単身世帯は3万円)		
補助金申請	① 避難元市町村に応急仮設住宅退去等確認書を提出し確認を受ける ② ①の確認後、県に補助金申請書等を提出		
提出(申請)期限	上記①	平成28年3月15日	自宅等への移転完了日から3カ月を経過した日の属する月の15日
	上記②	平成28年3月31日	自宅等への移転完了日から3カ月を経過した日の属する月の末日

◎問い合わせ

福島県被災者のくらし再建相談 ☎0120(303)059 平日9:00~17:00
福島県避難者支援課 ☎024(521)8306、8034 平日8:30~17:15

保健のお知らせ

耳と鼻の健康教室

めまい、耳鳴り、聞こえづ
らいなど、耳や鼻のトラブル
はありませんか。耳や鼻の
ちよつとしたトラブルをその
ままにしておく、さまざま
な病気に発展していきます。
また、聴力の低下は日常生活
に支障をきたし、閉じこもり
の原因になるかもしれません。
耳や鼻の健康について考えて
みませんか。



日時 3月3日(木)

午後2時～3時30分

※受付は午後1時45分～

場所 二本松保健センター

内容 おとなの耳・鼻の話

講師 ばばクリニック

対象者 市民の方
馬場陽子氏

参加費 無料

◎問い合わせ・申し込み…

健康増進課予防係

☎(55)5109

両親学級

会場 安達保健福祉センター
対象者 市内にお住まいの妊
婦さんと、そのパートナー
の方

日程	内容
2/14 (日)	9:00～9:30 ・受付 ・マタニティ体験
	9:30～12:00 ・お口の健康とおなか の中の赤ちゃん ・元気な赤ちゃんを迎 えるためのオーラル ケア

講師 助産師
託児 無料

※事前申込必要

持ち物 母子健康手帳

※託児希望の方はオムツなど
を持参

申込方法

2月9日までに、
参加者氏名、生年月日、託
児希望の有無などをお知ら
せください。

◎問い合わせ・申し込み…

健康増進課保健係

☎(55)5110

Fax (23)1714

あなたの身近に
悩んでいる人はいませんか？

ゲートキーパー
養成講座

「ゲートキーパー」とは…
悩んでいる人に気づき、
声をかけ、話を聞いて、
必要な支援につなげ、
見守る人のことです。



県内の自殺者は、平成10年に500人を超えて以来、高い水準で推移して
います。二本松市においても、さまざまな年代の方が毎年15人程度亡く
なっています。

身近で悩んでいる人に気づき対応することは、自殺を防ぐことにもつ
ながります。ゲートキーパーとして身近で悩んでいる人に対応できるよ
う、相談の受け方を学んでいただくための講座を開催します。

- 開催日 初級編：2月22日(月) 「心が楽になる話の聞き方・話し方」
中級編：2月29日(月) 「効果的な話の聞き方・話し方」
- 時間 15:00～16:30 (受付は14:45～)
- 会場 安達保健福祉センター
- 講師 福島県立医科大学 医療人育成・支援センター
臨床心理士 本谷 亮氏
- 対象 市民もしくは市内に勤務されている方
- 受講料 無料
- 申込方法 下記まで事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み…健康増進課予防係☎(55)5109



JAみちのく安達

お気軽にご相談ください

住宅ローン復興応援 3年固定0.25%

◎その他ローン(マイカー・教育)についてもご相談ください

ローン相談会 毎週日曜午前9時～午後3時までローンセンターにて開催中